

事務連絡
令和7年12月26日

各都道府県税務主管課 御中

総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室

運輸事業振興助成交付金の算定に用いる令和8年度分の数値（見込み）
について

標記の数値（令和8年度分）については、下記となる見込みであり、確定した数値は、令和8年3月下旬頃、総務大臣により告示される予定です。

また、軽油引取税の当分の間税率については、令和7年11月5日の自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び日本共産党の6党間での合意を踏まえ、本日閣議決定された令和8年度税制改正大綱に基づき、令和8年4月1日に廃止することとされています。

このことに伴い、「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」の趣旨規定の改正及び同法を令和13年3月31日をもって廃止する法案が議員立法により先の第219回臨時国会に提出され、現在、継続審査の扱いとなっております。

そのため、仮に今後、当該改正法案が成立した後における本制度の取扱い等については、改めてお知らせする予定です。

なお、令和8年度における運輸事業振興助成交付金に係る経費については、引き続き現行と同様の地方財政措置を講ずることとしていることを申し添えます。

記

1 令和6年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合

80／100

2 営業用バス等の標準軽油使用量

(1) 営業用バスの標準軽油使用量	10,020	リットル
(2) 営業用トラックの標準軽油使用量	12,350	リットル
(3) 自家用バスの標準軽油使用量	2,050	リットル
(4) 自家用トラックの標準軽油使用量	1,560	リットル

※ 「標準軽油使用量」は、営業用バス等の令和6年度以前5箇年度内の各年度における当該自動車の軽油使用量の合計を、当該各年度の9月末日における当該自動車の登録台数の合計で除したもの。

3 平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗すべき数値

0.0913

（連絡先）

総務省自治税務局自動車税制企画室
担当：梅谷主査、喜屋武事務官
電話：03-5253-5665（直通）